

訪問看護・介護予防訪問看護事業所 運営規程 介護保険料金表

訪問看護費（要介護）

法定代理受領の場合は下記金額の1割、2割又は3割。

地域加算：11.4

	(単位数)	利用料				
		10割	1割負担	2割負担	3割負担	
指定訪問看護ステーションの場合	20分未満	313	¥3,568	¥357	¥714	¥1,071
	30分未満	470	¥5,358	¥536	¥1,072	¥1,608
	30分以上1時間未満	821	¥9,359	¥936	¥1,872	¥2,808
	1時間以上1時間30分未満	1,125	¥12,825	¥1,283	¥2,565	¥3,848

注 夜間（18:00～22:00）又は早朝（6:00～8:00）の場合

上記単位数の25%増

注 深夜（22:00～6:00）の場合

上記単位数の50%増

【その他加算】

	(単位数)	利用料				
		10割	1割負担	2割負担	3割負担	
複数名訪問加算(I)	30分未満 1回につき	+254	¥2,895	¥290	¥579	¥869
	30分以上 1回につき	+402	¥4,582	¥459	¥917	¥1,375
長時間訪問看護加算	1回につき	+300	¥3,420	¥342	¥684	¥1,026
緊急時訪問看護加算	ステーションの場合 1月につき	+574	¥6,543	¥655	¥1,309	¥1,963
特別管理加算(I)	1月につき	+500	¥5,700	¥570	¥1,140	¥1,710
特別管理加算(II)	1月につき	+250	¥2,850	¥285	¥570	¥855
ターミナルケア加算	死亡月につき	+2,000	¥22,800	¥2,280	¥4,560	¥6,840
初回加算	1月につき	+300	¥3,420	¥342	¥684	¥1,026
退院時共同指導加算	1回につき	+600	¥6,840	¥684	¥1,368	¥2,052
看護・介護職員連携強化加算	1回につき	+250	¥2,850	¥285	¥570	¥855

介護予防訪問看護費（要支援）

法定代理受領の場合は下記金額の1割、2割又は3割。
(ただし、利用者負担の減免、公費負担がある場合などは、その負担額による。)

	(単位数)	利用料				
		10割	1割負担	2割負担	3割負担	
指定介護予防訪問看護ステーションの場合	20分未満	302	¥3,442	¥345	¥689	¥1,033
	30分未満	450	¥5,130	¥513	¥1,026	¥1,539
	30分以上1時間未満	792	¥9,028	¥903	¥1,806	¥2,709
	1時間以上1時間30分未満	1,087	¥12,391	¥1,240	¥2,479	¥3,718

注 夜間（18:00～22:00）又は早朝（6:00～8:00）の場合

上記単位数の25%増

注 深夜（22:00～6:00）の場合

上記単位数の50%増

【その他加算】

	(単位数)	利用料				
		10割	1割負担	2割負担	3割負担	
複数名訪問加算(I)	30分未満 1回につき	+254	¥2,895	¥290	¥579	¥869
	30分以上 1回につき	+402	¥4,582	¥459	¥917	¥1,375
長時間訪問看護加算	1回につき	+300	¥3,420	¥342	¥684	¥1,026
緊急時訪問看護加算	ステーションの場合 1月につき	+574	¥6,543	¥655	¥1,309	¥1,963
特別管理加算(I)	1月につき	+500	¥5,700	¥570	¥1,140	¥1,710
特別管理加算(II)	1月につき	+250	¥2,850	¥285	¥570	¥855
初回加算	1月につき	+300	¥3,420	¥342	¥684	¥1,026
退院時共同指導加算	1回につき	+600	¥6,840	¥684	¥1,368	¥2,052

※原則として、月途中からサービス開始または終了の場合であっても日割り計算は行わない。

ただし、月途中で①要介護から要支援に変更になった場合②要支援から要介護に変更になった場合③同一保険者管内の転居等により事業所を変更になった場合は、日割り計算による。

※月途中で要介護度が変更になった場合でも日割り計算を行う。

※同月内に介護予防短期入所生活介護または、介護短期入所療養介護を利用した場合にも日割り計算を行う。